

# 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所(非特定)

**所在地** 東京都清瀬市梅園 1—4—6

電話番号 042—491—4512 郵便番号 204—0024

ホームページ <http://www.jniosh.go.jp/>

**根拠法** 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成11年法律第181号)

**主務府省** 厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、政策統括官付政策評価官(評価委員会庶務)

**設立年月日** 平成18年4月1日

**沿革** 昭17.1 厚生省産業安全研究所 → 昭22.9 労働省産業安全研究所 → 平13.1

厚生労働省産業安全研究所 → 平13.4 独立行政法人産業安全研究所 → (\*)

昭24.5 労働省労働基準局労働衛生課分室(けい肺試験室) → 昭31.4 労働省労働衛生研究所 → 昭51.7 労働省産業医学総合研究所 → 平13.1 厚生労働省

産業医学総合研究所 → 平13.4 独立行政法人産業医学総合研究所

(\*) → 平18.4 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

**目的** 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。

**業務の範囲** 1. 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2. 上記1の業務に附帯する業務を行うこと。

○ 上記の業務のほか、労働安全衛生法に規定する調査及び立入検査を行うこと。

## 財務及び予算の状況

<資本金> 11,786百万円

<国有財産の無償使用> なし

< 予算計画 >

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 23～27 年度)	平成 25 年度予算
収 入	運営費交付金	10,193	2,015
	施設整備費補助金	1,035	56
	受託収入	202	69
	その他の収入	70	18
	計	11,500	2,157
支 出	人件費	5,760	1,128
	一般管理費	1,161	236
	業務経費	3,343	669
	施設費	1,035	56
	受託経費	202	69
	計	11,500	2,157

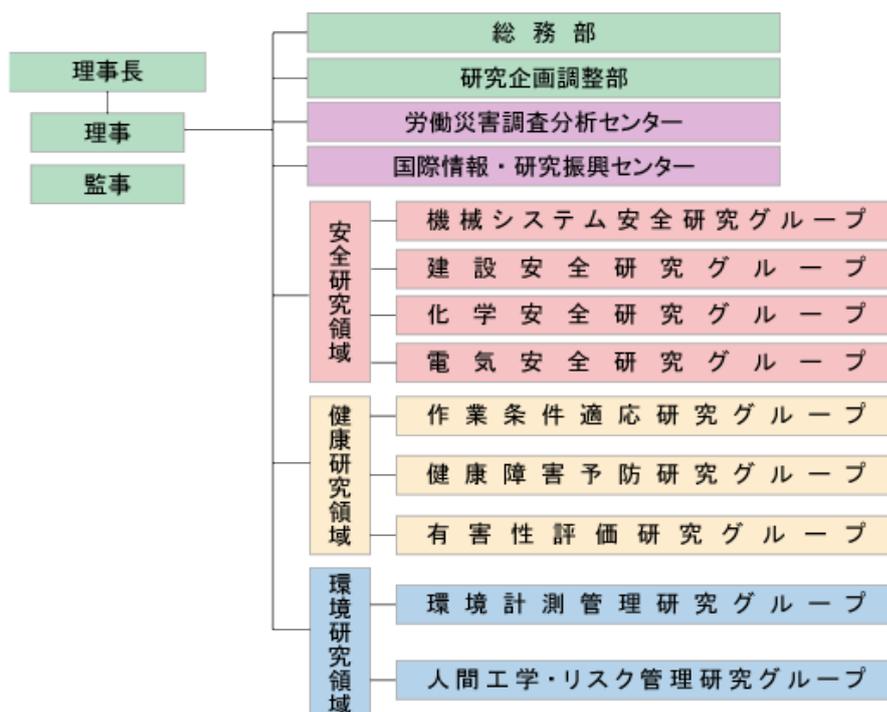
< 短期借入金の限度額 > 290 百万円

組織の概要

< 役員 > (理事長・定数 1 人・任期 4 年) 前田 豊 (理事・定数 2 人・任期 2 年) 小川 康恭、福澤 義行 (監事・定数 2 人・任期 2 年) 中屋敷 勝也、(非常勤) 永井 道人

< 職員数 > 114 人 (常勤 99 人、非常勤 15 人)

< 組織図 >



## 中期目標

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成23年4月から平成28年3月までの5年とする。

### 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 労働現場のニーズ、実態の把握

労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。

#### 2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施

上記1により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。

研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。

また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。

#### (1) プロジェクト研究

次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。）を実施すること。

なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。

#### ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。

また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。

#### イ 産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。

#### ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。

(2) 基盤的研究

将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。

(3) 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。

3 研究評価の実施及び評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。

なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。

4 成果の積極的な普及・活用

調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。

(1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。

中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。

(2) 学会発表等の促進

中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。

(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。

なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上とすること。

(4) 講演会等の開催

調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。

(5) 知的財産の活用促進

研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進す

るため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

#### 5 労働災害の原因の調査等の実施

厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。

また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。

#### 6 化学物質等の有害性調査の実施

中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。

また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。

#### 7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

##### (1) 労働安全衛生分野の研究の振興

労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。

##### (2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。

##### (3) 研究協力の促進

研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。

また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。

### 第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

#### 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等

ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時までには、一般管理費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて5%程度の額を削減すること。

なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

イ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改

定部分を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日)に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。

なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること。

なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。

エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 運営費交付金以外の収入の拡大

競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。

##### 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第3業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

##### 1 人事に関する事項

ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。

また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。

イ 研究者の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究者の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。

##### 2 施設及び設備に関する事項

業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。

なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。

### 3 公正で適切な業務運営に向けた取組

#### (1) 関係法令の順守等

研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令等の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。

#### (2) セキュリティの確保

個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

【独立行政法人労働安全衛生総合研究所】

貸借対照表

平成25年3月31日

(単位:円)

科目	金額		科目	金額	
資産の部			負債の部		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金		597,120,943	運営費交付金債務		412,774,942
未収金		39,411,780	未払金		148,485,166
たな卸資産		352,150	前受金		3,444,341
その他流動資産		4,447,109	短期リース債務		36,825,342
流動資産合計		641,331,982	預り金		25,699,411
			流動負債合計		627,229,202
II 固定資産			II 固定負債		
1 有形固定資産			資産見返負債		
建物	5,996,716,945		資産見返運営費交付金	558,981,123	
減価償却累計額	△ 2,225,133,405	3,771,583,540	資産見返寄附金	13,571,093	
構築物	322,644,475		資産見返物品受贈額	41,480,296	614,032,512
減価償却累計額	△ 225,286,502	97,357,973	長期リース債務		14,603,462
機械及び装置	489,964,468		資産除去債務		13,575,048
減価償却累計額	△ 372,280,363	117,684,105	固定負債合計		642,211,022
車両運搬具	3,760,699		負債合計		1,269,440,224
減価償却累計額	△ 3,384,630	376,069			
工具器具備品	3,337,391,540		純資産の部		
減価償却累計額	△ 2,642,326,198	695,065,342	I 資本金		
土地		6,165,209,000	政府出資金	11,785,708,759	
有形固定資産合計		10,847,276,029	資本金合計		11,785,708,759
2 無形固定資産			II 資本剰余金		
ソフトウェア		23,548,350	資本剰余金	1,816,574,349	
電話加入権		541,800	損益外減価償却累計額	△ 3,310,276,434	
著作権		420,000	損益外減損損失累計額	△ 444,600	
無形固定資産合計		24,510,150	損益外固定資産除売却差額	△ 104,463,743	
固定資産合計		10,871,786,179	損益外利息費用累計額	△ 1,215,428	
			資本剰余金合計		△ 1,599,825,856
			III 利益剰余金		
資産合計		11,513,118,161	積立金	38,730,077	
			当期末処分利益	19,064,957	
			(うち当期総利益)	(19,484,373)	
			利益剰余金合計		57,795,034
			純資産合計		10,243,677,937
			負債・純資産合計		11,513,118,161

# 損益計算書

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
研究業務費			
給与手当	704,737,872		
法定福利費	99,698,738		
退職金	24,845,347		
旅費交通費	27,499,024		
外部委託費	68,717,562		
消耗品費	87,741,930		
備品費	41,774,906		
賃借料	1,752,131		
減価償却費	176,599,657		
保守・修繕費	113,291,725		
水道光熱費	84,196,194		
支払手数料	2,676,160		
図書印刷費	42,324,373		
その他経費	25,284,652	1,501,140,271	
一般管理費			
役員報酬	56,984,290		
給与手当	78,954,121		
法定福利費	21,490,017		
旅費交通費	224,480		
外部委託費	44,106,461		
消耗品費	9,583,220		
備品費	2,658,127		
賃借料	1,209,439		
減価償却費	10,807,879		
保守・修繕費	87,148,437		
水道光熱費	9,638,205		
支払手数料	12,904,036		
図書印刷費	3,444,714		
その他経費	6,196,374	345,349,800	
財務費用			
支払利息		2,260,777	
経常費用合計			1,848,750,848
経常収益			
運営費交付金収益			
運営費交付金収益	1,649,401,395		
資産見返運営費交付金戻入	143,289,796	1,792,691,191	
受託収入			
民間受託研究収入	49,088,885	49,088,885	
資産見返寄附金戻入		4,864,964	
施設費収益		1,225,350	
財産賃貸収入		1,160,727	
その他事業収入		9,360,755	
雑益		9,843,349	
経常収益合計			1,868,235,221
経常利益			19,484,373
臨時損失			
固定資産除却損		2,698,530	2,698,530
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入		1,507,490	
資産見返物品受贈額戻入		1,048,240	
資産見返寄附金戻入		142,800	2,698,530
当期純利益			19,484,373
当期総利益			19,484,373

